

第 6 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 22 年 3 月 23 日（火）午前 10：00～11：40	
場 所	市役所本庁舎 2 階応接会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、奥委員、鎌崎委員、佐藤委員、中林委員
	事 務 局	安富市民部長、市民協働推進課菅原課長、佐々木主査
	傍 聴 者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成 21 年度公益活動団体と市の協働事業状況について <ul style="list-style-type: none"> ・市事務事業評価より 3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公益活動事業補助金募集要項について ◇ 協働事業提案制度募集要項について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公開プレゼンテーション開催日程について 5 閉 会 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 平成 21 年度公益活動団体と市の協働事業調 ・資料 2 公益活動事業補助金「応募の手引き」 ・資料 3 協働事業提案制度「応募の手引き」 	

1. 開 会

会 長：第 6 回市民協働推進会議を開催いたします。

2. 報告事項

◇平成 21 年度公益活動団体と市の協働事業状況について

事務局：《平成 21 年度市事務事業評価をもとにまとめた協働事業を説明》

会 長：只今の説明にご質問等ございますか。

私から質問があります。図表 1 で市民活動団体との協働件数が、昨年から事業件数で 5 件、事業費で約 3 千万円の減少になっています。私の感覚では市民活動の分野はどんどん活発になってきていると思うのですが、この減になった理由を教えてください。

事務局：単純に協働事業が消えて無くなったものはほとんどありません。その理由としては、他の事業に統合になりそちらの協働形態の方でカウントしているというものがあります。協働の対象が前年度市民活動団体に計上していたものが実行委員会に変更になっているものもあります。そのようなことで各々の団体を見ると減少しているように見えますが、減った分が他の団体のところで増になっているということです。

会 長：補助金、委託、助成金、事業連携などの区分をしていますが、たとえば事業連携という協働形態の事業費は、具体的にどのようなようになりますか。また委託、補助金、交付金及び助成金の違いを教えてください。

A 委員：私も同じ疑問を持っています。特に委託の意味が具体的に捉えられないです。

事務局：先ず事業連携の事業費については、大半市が負担しています。お金の部分は市が担って団体はお祭りの準備や地域の連携や周知をするなどの役割を担っているということです。委託については、業務委託ということです。市と団体が業務委託契約を締結して市はその成果について委託料として団体に支払うということです。それが協働なのかという議論もあるかと思いますが、協働というのは非常に幅の広い考え方で、市民と行政がともにまちづくりをしていくための一つの手法です。協働について明記した教科書的なものがあるわけではなく、あくまでも委託や補助金等も一つの協働ですという捉え方が、全国的な主流になっていますので、その考え方を踏襲してこの調査表に集計しています。

補助金、交付金及び助成金の違いについてですが、交付金は委託と似ていて事業の内容に対価性を求めるものです。例えば社会教育課が所管している「赤毛種保存栽培事業」の場合は、お金を出して赤毛という稲を保存してもらっています。補助金及び助成金は、対価性を求めることなく何かをするためにお金で支援するというものです。交付金は定額が多いですが、補助金は補助率が設定されています。

会 長：補助金と助成金の違いは何ですか。

事務局：明確な区分はありません。

C 委員：この表に掲載されている既に実施されている協働事業と、これから私たちが審査しようとしている協働事業の関係はどうなりますか。

事務局：本日報告しているのは、協働指針が出来る何年も前から実施している協働事業で、各担当課の事業要綱等により継続して実施しているものです。今回新設する公益活動事業補助金は市民協働推進課の所管の協働事業として、協働事業提案制度は該当する担当課の協働事業として、来年度にこの一覧に追加することになります。あくまでもこの会議が

行う審査は新たな2つの制度についてのみで、既存の協働事業の審査作業はありません。

会 長：この表にある441事業は、外部評価委員会の評価の対象になっていますか。

事務局：はい。ただし全部評価することは、時間的に不可能ですから毎年度事業を絞って担当課と意見交換をして評価しています。なお事務事業に加えて補助金の評価も実施しています。

会 長：その評価結果は、議会で報告されますか。

事務局：議会への報告はしていませんが、市長に報告した後に市民に広く公表されています。

会 長：市民にはどのように公表しているのですか。

事務局：市のホームページで公表しています。

会 長：了解しました。

3. 協議事項

◇公益活動事業補助金・協働事業提案制度の募集要項について

会 長：協議事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：《公益活動事業補助金（以下補助金という。））、協働事業提案制度（以下提案制度という。）の募集要項について「応募の手引き」をもとに説明》

副会長：中身が分かりやすくして申請する側への配慮がされていて、素晴らしい募集要項になっていると思います。

会 長：質問、意見などございませんか。

副会長：提案制度ですが、3ページのスケジュールで成案化の決定が7月になっていますが、決定後に協議の期間があり、実際の事業実施は来年の4月から始まるということです。このスケジュールですと成案化の決定から事業実施まで9カ月間程度空きますが、打ち合わせの時間を取るためにそれくらいの期間を設定した方が良いということだと思います。事業の説明会や提案募集を数ヶ月間遅らせて設定した方が、提案する団体からすると考えやすいのかなと思います。既に構想としてあるものを早急にまとめて提案するとなると、このスケジュールで可能だと思いますが、今後活動をやっていく中において、出てくるようなアイデアを協働事業化したい場合は、このスケジュールでは間に合わないこととなります。更に次の年まで待たなければいけなくなります。そのところをどのように考えたらよいでしょうか。

事務局：市としても副会長と同様の懸念を持っていますが、新規事業として開始する訳ですから最初から完璧なものを望むのではなく、まず2つの制度を同時にスタートしてみようという考え方でスケジュールを作成しました。

ただし、プレゼンテーション開催日については、提案制度を1カ月遅らせて設定しました。その理由は、申請事業の内容を判断して担当部署を指名する作業があることと、申請団体と担当部署への通知期間を設けなければいけないからです。また、当初の募集期間の申請状況によっては、年度内に随時募集をすることも視野に入れ弾力的に対応してもよいと考えています。とりあえずは2つの制度とも4月から同時にスタートすることで募集要項を作成しました。

会 長：提案制度については少し弾力的に考えていった方が良くかもしれません。もし申請が無かったら2次募集を行うことも検討した方が良くと思います。

いずれにしても関係部署と色々なすり合わせを行わなければならないのですから。

事務局：成案化になってから事業実施まで期間かかっているもう一つの理由は、予算について3

月議会の議決を待たなければいけないことです。ただし、他の市町村の事例では、予算の絡まない事業すなわち予算ゼロベース事業、もしくは既決予算の範囲内で対応可能な事業として担当部署が判断し、双方が合意して協定書を締結できるのであれば、当該年度において事業着手している例もございます。このようなことも含めて見切り発車ではないですが、申請の状況を勘案しながら進めていこうと考えています。

会 長：事業募集説明会の開催日はもう決定していますね。

事務局：はい。

C委員：提案制度の「行政提案型」のテーマについては、どのような形で市民に知らせるのですか。

事務局：事業募集説明会の際にテーマ出しするとともに、市のホームページにも掲載します。本日の推進会議が終了次第、テーマの選出について全庁を対象に調査いたします。

なお、事業募集説明会の周知内容は、申請を検討しているか制度について知りたい団体は参加してくださいということにしました。

A委員：広報4月1日号にテーマも掲載されるのですか。

事務局：事業募集説明会を開催しますという内容だけです。何故なら広報への記事原稿の締め切りが終わっているからです。したがって、説明会にも参加しないしホームページも見ないという団体は、直接問い合わせる以外にはテーマを知り得ないということになります。

副会長：応募を検討している団体は説明会に参加してくださいとなると「市民提案型」を対象としている形になります。むしろ協働ということに関心のある団体とした方が賢明ではないですか。

事務局：スケジュールの設定に無理があったみたいです。「行政提案型」のテーマの周知を別の機会にした方が良いですか。

A委員：情報を知ってから動き出すまでの時間が無すぎますし、そんなに焦る必要もないです。

事務局：了解しました。これは「市民提案型」のスケジュールとして、「行政提案型」のテーマが出た段階で改めて周知する形にしますか。

B委員：事業募集説明会において出されたテーマが団体側が温めていた案を活かせるものがある可能性があるもので、間に合うのであればテーマ出しをしても良いのではないですか。

会 長：B委員のおっしゃる通り、折角のスケジュールを無駄にしないでやってみてはどうでしょう。

副会長：「行政提案型」については、各課からのテーマの出方によりますが、説明会后に再度周知するという二段構えでどうでしょう。

各委員：賛成です。

会 長：2つの募集要項について確認したということによろしいですか。

各委員：結構です。

4. その他

◇公開プレゼンテーション開催日程について

会 長：次は公開プレゼンテーション（以下プレゼンという。）の開催日について決定します。事務局から副案がありませんか。

事務局：開催日を決定する前に、プレゼンに臨むまでの推進会議としての方針を決定していただきたいです。事前に書類内容を確認しないでプレゼン会場に入るのか、前段で会議を設けて委員の皆さんがある程度事業内容を理解しておいた方が良いのかということです。事前の会議を設定するのであれば、募集締切りから少し余裕を見たスケジュールを設定

します。もうひとつは提案制度について、担当部署を決定する作業がありますので、補助金より遅い時期に開催することになります。以上を考慮して皆さんのご都合と合わせて開催日を決定してください。

会 長：補助金は6月上旬、提案制度は7月上旬でいかがですか。

事務局：プレゼンの前に一度会議を設けますか。

会 長：審査を行う訳ですからプレゼンの後に設けて委員の意見交換をした方が良いでしょう。

事務局：それは審査のための会議として当初から設ける予定のものです。プレゼンにあたる前段で真っ白な状態で審査にあたった方が良いのか、事前にプレゼン時に聞きたいことを押さえておいてからの方が良いのかの選択という意味です。その後の審査作業のための会議は直後でも後日設定でも構わないことです。

各委員：事前に会議を設定しなくても、資料の配布で結構です。

副会長：事前説明があると判断に手心が加わっては困りますので。

事務局：了解しました。事前に資料配布という処理に決定させていただきます。

会 長：事前に知り得る情報は、事業件数と事業概要程度で結構です。

事務局：次にプレゼン後の審査会は当日開催しますか。

会 長：点数の出具合によると思いますが、日時を改めて開催した方が良いと思います。

A委員：案件によると思います。直ぐ決定できるようなものであれば当日で結構ですし、そうでないものであれば頭を冷やしてから行った方が良いと思います。

事務局：案件によって弾力的に扱うことにしますか。

副会長：2つの制度ともですか。補助金はその日に決定した方が良いと思います。あまり時間をおく外部の声に左右される懸念はないですか。

会 長：それでは開催日を決定したいと思います。

事務局：市民の皆さんへの公開プレゼンですから土、日か平日の夜間に設定して頂ければと思います。

各委員：了解しました。

会 長：補助金は5月30日（日）に提案制度は6月27日（日）でよろしいでしょうか。

各委員：結構です。

事務局：時間設定は事務局に一任していただけますか。

各委員：結構です。

会 長：審査会の開催日はどうしますか。

副会長：プレゼン終了次第、案件を見て審査会の取扱いを委員の皆さんで簡単に打ち合わせを行うことでいかがでしょうか。

会 長：副会長のご意見でよろしいですか。

各委員：結構です。

会 長：その他になにかございますか。

副会長：新規の補助金としての配当予算が150万円ということが妥当かどうか分かりませんが、応募がたくさんあって追いつかなくなった場合予備費から持ってくるようなことは可能ですか。

事務局：平成22年度の市民部全体の予算査定では、新規事業として要求したもので切られたものもあり、その様な中で確保した150万円です。事務局としても納得する金額ではありませんが、財政的に非常に厳しい状況をご理解いただきたいです。理事者が力を入れて推し進めている市民参加、協働の分野ですから、沢山の有益な補助対象事業の要望があるのであれば、補正対応ということも検討する必要がありますが、現状としては財政状況

が厳しい中での新制度スタートであることをご理解いただきたいです。

各委員：了解しました。

会 長：これで第6回市民協働推進会議を終了します。